

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

なし

(発行年 / Year)

1910

五
四

凡例

一、参照及ヒ格紙中ノ数字ハ法令ノ箇條ノ號數ヲ示ス而シテ上ニ其所属法令ヲ掲ケサルハ改正法案ノ箇條ナリ

二、單ニ法令ノ種類ノシテ示シテ其国名ヲ掲ケサルハ本邦ノ法令ナリ

三、單ニ国名ノシテ掲ケテ其法令ノ種類ヲ示ササルハ民法ノ箇條ナリ

四、人ハ既成法典人事編對ハ財産編取
得歸損ハ債權擔保編對ハ證據編、略ナリ

五、憲ハ憲法、商ハ商法、民訴ハ民事訴訟法、刑ハ刑法、刑訴ハ刑事訴訟法、略ナリ

六、法ハ法律、勅ハ勅令、閣ハ閣令、省ハ省令、府ハ府令、縣ハ縣令、警ハ警察令、訓ハ訓令、指ハ指令、省ハ布告、市ハ布達、略ナリ

七、佛ハ佛蘭西、獨ハ獨逸、粵ハ吾漏西、盧ハ露國、巴ハ巴威再、澳ハ澳大利、英ハ英吉利、伊ハ伊太利、西ハ西班牙、葡ハ葡萄牙、白ハ白耳義、蘭ハ荷蘭、露ハ露西亞、希ハ希臘、瑞ハ瑞西米、北米合衆國、紐ハ紐育、印ハ印度、略ナリ

八、草ハ草葉、一草ハ一讀命草葉、二草ハ二讀命草葉、略ナリ

九、略ナリ

略ナリ

法典調査會

林令

第二章 法人

(理由) 本章ニ於テハ法律ノ規定ニ依リテ人
格ヲ享クヘク者ニ關スル規程ヲ揭ク既成
法律ハ人事編第五條ニ於テハ法人ノ成立
ハ法律ノ認許ニ依リ其私權ノ享有ハ法律
ノ規定ニ從フヘキノ原則ヲ示スニ止マリ
敢テ其成立ノ認許及私權ノ享有ニ關ス
ル規定ヲ揭クテ蓋シ主トシテ之ヲ商法及
ビ特別法ニ讓リクハスノナリ佛國民法ニ
於テハ法人ナルモノノ存在ヲ明記セシ
テ其間接ニ之ヲ認ムルニ止マリ(佛五三七
乃至五四二、六一九、九一〇、九三七、一七一、二
二〇、四五二、一一二、一一二、二二七)其他ハ特別法

法典調查會

令ノ定ムル所ニ依シリ佛國民法ニ倣ヒク
ル諸國ノ法典ハ概シテ皆同一ノ体裁ヲ採用
シ来リシカ較近ニ公同心ノ発達及ビ經濟上
ノ進歩ニ因リ法人設立ノ必要大ニ増加シ
後テ諸國ノ立法ハ特ニ法人ニ關スル原則
ヲ纏括シテ之ヲ民法中ニ掲ケルノ主義ヲ
採ルニ至シリ現ニ伊國民法ハ佛國民法ニ
倣ヒクハルニテ其第一條ニ於テ法
人ノ存在ヲ明記シ白國民法草案ハ特ニ之
ノ各一章ヲ置キ(白草五三一乃至五五五)
其他西班牙、瑞西諸邦獨乙諸邦、民法
北米紐育州及ヒ獨逸帝國民法草案等ニ於
テモ皆法人ニ關スル規定ノ為メ特ニ一章

ヲ設ケタリ本業ニ於テハ法人ハ自然人ト
相並ビテ私權ノ主格ナルヲ以テ民法總則
中ニ之ヲ規程ヲ掲グルノ必要ヲ認メ茲ニ
且設立管理解散及ヒ其私權ノ享有行使ニ
關スル通則ヲ舉ケ之ニ關スル細則及ヒ特
種ノ法人ニ關スル規則ノ如キハ之ヲ特別
法令ノ規程ニ讓リヨリ

法人ニシテ自然人ノ集合體ヨリ成ルモノ
アリ無主財産ノ集合體ヨリ成ルモノアリ
前者ヲ社團法人トシ後者ヲ財團法人トス
然レトモ本業ニ於テハ獨逸民法草案ハユ
ーリビモル子カ近ノ民法等ニ於ケルカ
如ク敢テ之ヲ各別ニ規程スルコトヲ為サ

法典調査會

ス蓋し本章ノ規程ハ兩者ニ共通ナレ
多キニ居ルヲ以テ之ヲ各別ニ規程スル
キハ凌ラニ條數ヲ増シ動モスルハ重複ニ
涉ルノ恐ラレハナリ

第一節 法人ノ設立

(理由)本節ニ於テハ法人ノ設立ニ必要ナル
條件ヲ定メ併セテ法人ノ權利義務ヲ明カ
ニシテ以テ法人設立ノ效果ヲ示セリ

第三十二條 法人ハ本法其他ノ法律ノ規程ニ
依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

(參照)人五、取二八、伊氏二、澳二六、四六、番五
一七乃至二〇、モ一、テ子カ口七二三、組草三

以下做之
四号
四号
四号
四号
四号

七九三八〇

(理由)亦條ハ人事編考五條ヲ改正シヨルニ
 ナリ抑モ法人ハ自然ノ存在ヲ有スルニ
 ノニ非スシテ法律ノ創制ニ係ルモノナ
 ハ古来ノ學說諸國ノ法制ノ均シク認リ
 可ナリ近世ニ至リ任々法人ノ自然存在説
 ヲ唱フルノ學者アリ又此主義ニ據リテ法
 律ヲ制定シヨル國ナキニ非スト雖モ是レ
 必竟法人タル資格ヲ受クヘキ團體ノ存在
 ト其團體ノ受クヘキ法人タル資格トヲ混
 同シヨルモノニシテ其團體ハ或ハ自然ニ
 存在セリト云フヲ得ヘキモ其團體カ人格
 ヲ得ルモノ之ヲ法律ノ效力ニ歸セザレト

法典調査會

ヲ得ス是レ亦條ニ於テ何モ既成法典ノ主
 義ヲ採用シ法律ノ規定ヲ以テ法人成立ノ
 基礎トシヨル所以ナリ
 人事編考五條中不私ヲ開ハス、文字ヲ首
 キヨルハ之ヲ言フノ必要ナク且民法ニ於
 テハ公法人ニ關スル規定ヲ掲ケサルヲ以
 テナリ法律ヲ改メテ亦法又ハ特別法トモ
 ルハ前ニ云ヘル如ク既成法典ノ主トシテ
 特別法ニ議ルノ主義ヲ改メテ元ニ法人ニ
 關スル通則ヲ掲ケ同時ニ商法等ノ特別法
 ニ依ルノ餘地ヲ九ヲ明示セシカ為メナリ
 認許ヲ改メテ規定ニ依ルトシヨルハ法
 人設立ノ認許ニ關スル規定ハ次條以下ニ

於テ別ニ之ヲ掲クヘク味ニ認許ノ文字ハ
或ハ一法人ヲ設立スル毎ニ一ノ法律ヲ制
定スルノ必要アルカヲ疑ハシメ且認許ト
ハ既ニ存在スルモノヲ認ムルノ謂ニシテ
法人ノ自然存在説ヲ取りクムモノノ如ク
見ユルヲ以テナリ又第三條ノ後半ヲ削リ
クハハ更ニ第四十五條ニ於テ之ヲ規定ス
ルヲ必要トシタレハナリ

第三十七條 祭祀、宗教、慈善、學問、技藝其他公益
益ニ關スル社團若クハ財團ニシテ營利ヲ目
的トセザルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之
ヲ法人ト爲スコトヲ得

法典調査會

月九日內務省達乙五七號、社寺取扱規則一
十三年太政官達六一號、十三年十一月十三
日內務省達乙五二號、十九年六月八日內務
省訓三九七號、十九年初一六號、諸學校通則
三、四、二六、瑞債務法七一六、カウウブエレデ
ニハ七、ハハ、ウユリヒ一七乃至二〇、モシ
ヲ子ケ口七二四、七二五、七二七、七五五、七五
八、西三五、三七、獨二草二三、七〇、舊國法二部
六章二二、二六、索千八百六十八年六月十五
日法六、紐草三八六、三九一、三九六
（理由）法人ノ設立ニ關シ諸國ノ法制ノ殊ニ
所ノ主義概テ四ツリ曰ク、國長特許主義、各
法人ノ設立ハ國長主義ノ特許ニ因ルモノ

法典調査會

トスル是シナリ曰ク法律特許主義各法人ノ設立ハ特ニ之カ爲メニ制定シタル法律ニ因ルヘキモノトスル是シナリ曰ク準則主義法律ヲ以テ準據ヲ定メ之ニ適合スルモノハ法人タルコトヲ得ルモノトスル是シナリ曰ク自由設立主義法人ハ當事者ノ意思ニ因リテ自由ニ之ヲ設立スルコトヲ得ルモノトスル是シナリ此四者各得失アリト雖モ純然タル特許主義ハ中世以來性諸國ニ行ハレタルニ其狹隘ナルカ爲メニ近世ハ其心ノ發達ニ經濟上ノ進歩ニ因リ頗ル其不便ヲ感スルニ至レリ又自由設立主義ハ放任ニ失シテ公益上ノ團體ニ對スル國家ノ保護本ト監督ヲ缺クニ至ル故ニ今姑ク準則主義ト特許主義トノ長所ヲ採リ而シテ於ケル株式會社ノ設立其他社寺學校病院等ニ關スル現行法規ヲ參酌シ法人ノ設立ニハ主務官廳ノ許可ヲ要スルモノトセリ

本條ニ於テ祭祀宗教慈善機關技藝ヲ列舉シテ其他ヲ略記セルハ單ニ公益ニ關スル社會トシテ團體ト汎稱スルトキハ其意義相溥然ニ失スルノ嫌アルヲ以テ獨乙氏法案業乃ヒ瑞西債務法其他諸國ノ法典ニ性々見ル所ノ例ニ倣ヒ特ニ法人設立ノ目的中最モ普通ナルモノヲ採テスルヲ便利ナリ

トセルカ故ナリ本條ニ營利ヲ目的トスル
團體ヲ除外セルハ別ニ次條ニ於テ之ヲ規
定スヘキヲ以テナリ

第三十八條 營利ヲ目的トスル社團ハ商事會
社ニ關スル規定ニ從ヒ之ヲ法人ト為スコト
ヲ得(昭和十一年十一月八日法律十五

號) 取一五、一一八、一二〇、高一五五、ガラ
ウブニレデレ九四、西三五、三六

〔理迪〕既成法典ニ於テハ教人カ各自ニ配當
スヘキ利益ヲ收ムル目的ヲ以テ設立セル
團體ヲ「民事會社」トシ「民事會社」ハ「商事會社」
意思ニ因リテ法人ト為スコトヲ得ルモノ
トセリ故ニ「民事會社」五條ニ於テハ主トシ

法典調査會

テ特別法ニ依ルノ主義ヲ採リ特ニ營利ヲ
目的トスル法人ニ關シテハ自由設立主義
ヲ採リカシモノノ如シ財產取得條第十八
條ニ依リテ「民事會社」ヲ法人ト為ス場合ニ
於テハ「會社」ニ社名ヲ付シ且「商事會社」ニ關
スル規則ニ從ヒ其契約ヲ公示スルコトヲ
要スルモノトシ又同編第百二十條ニ依リ
テ「資本金」ヲ株式ニ分ツトキハ商法ノ規定ニ
從フヘキモノトセリ而シテ「資本金」ヲ株式ニ
分ツカシモノニ對シテハ「法人」トナスコ
トヲ端ヘシト云フニ止マリ其資格權限ニ
至リテハ之ヲ契約ニ一任シタルモノトスル
ル

法典調査會

營利的團體ハ純然タル公益上ノ團體ト其
 目的ヲ違ニスルカ爲メ自ラ其規定ヲ殊ニ
 セサル可カラス而シテ亦爰ニ於テ營利的
 團體ハ其資本ヲ株式ニ分ツト分ツサルト
 ニ拘ハラヌ苟モ法人ヲ組成セシト欲スル
 トキハ商會社ノ規定ニ從フヘシトせん
 理由ハ主トシテ(一)其目的ノ商會社ニ同
 シク利益ノ收得ニアラコト(二)法人タルト
 キハ公益上其事業ノ商會社ト非商會社
 ルトニ拘ハラヌ均シク保護及ヒ取締ヲ要
 スルコト(三)其設立解散及ヒ社員間相互ノ
 關係并ニ第三者ニ對スル社員ノ權利義務
 等ニ關シテ必要ナル規定ハ概シ商會社

ノ規定ニ同シキコト等ニ在リ但本條ノ規
 定カ農業漁業其他ノ非商會團體ニ關スル
 特別法令ノ效用ヲ妨ケザルヲ固ヨリ論ヲ
 任タサルナリ

第三十九條 外國法人ハ國國ノ行政區劃及ヒ

商會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セヌ但法律
 又ハ條約ニ依リテ認許セラシクモ又ノハ此
 限ニ在ラヌ

前項ノ規定ニ依リ認許セラシクモ外國法人
 ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ權利ヲ
 有ス但法律又ハ條約中ニ特別ノ規定アルト
 キハ此限ニ在ラヌ

(參照)人ニケラウブエシデレ 民八八、白草五

三六、同千八百五十五年三月十四日法一、二、
同千八百七十三年法一、二、八、紐草四一九四
二〇、千八百六十二年五月十五日英佛條約
千八百六十二年十二月八日英白條約、千八
百六十七年十一月廿六日英伊條約、千八百
七十四年三月廿七日英獨條約

運由法人ハ法律ノ創設ニ因リテ存スルモ
ノナラフ以テ其法人タル資格ハ只其法律
ノ效力ヲ及ボス境界内ニ止マレ、干ヤ論
ヲ俟タス故ニ一國ノ法人ハ他國ニ於テ當
然其人格ヲ任有スルコトヲ得、且法人設
立ノ許否ハ各國ニ於テ主トシテ自國ノ公
益ヲ標準トシテ之ヲ定ムルモノナラフ以

法典調査會

テ仮令其國ニ於テ公益ニ利アリトシテ設
立ヲ許可シヨレ、有ト雖モ他國ニ於テハ公
益ニ及スルモノトシテ之ヲ許可セザルコ
ト無シトスヘカラス故ニ是レ多敷ノ學者
ノ説ヲ採リ外國ニ於テ認許シタル法人ハ
當然其權ニ於テモ其人格ヲ任有スルコト
ヲ得、レトスルトキハ之カ為メニ其公益
ヲ害スルノ虞ナレトスヘカラス、且是レ蓋シ
既成法典ハ概テナル原則ヲ掲ケテ法律ハ
外國法人ヲ認許セスト云、レ所以ナリ
既成法典ノ執ル所ノ主義ハ能ク法人ノ性
質上ヨリ生スル法理ニ適合シタルモノト
云フハ、是レトモ近世各國ノ交通存ト質

法典調查會

易ニ關スル狀況ハ此原則ヲ無制限ニ適用
 スルコトヲ許カス是レ他ノ現今外國貿易
 易ノ重要ナル部分ハ主トシテ法人ノ事業
 ニ屬スルヲ以テ表シ一タビ絶對的ニ右ノ
 原則ヲ通用スルトキハ外國貿易ハ之ヲ爲
 メニ非常ノ障害ヲ蒙ルニ至ラシ故ニ泰西
 諸國ニ於テハ既ニ數十年前ヨリ右ノ原則
 ノ不便ヲ覺リ漸ク法律條約又ハ裁判例ヲ
 以テ之ヲ除外例ヲ設ケ現今ニ至リテハ實
 際上右ノ原則ハ却テ例外タルカ如キ觀ヲ
 呈スルニ至リ故ニ本條ニ於テハ法人ハ
 國外ニ成立ヲ有セザルヲ原則トシ國際間
 係上又ハ經濟上之ヲ認許スルヲ必要トス

凡外國法人ハ除外例トシテ之ヲ認許スル
 コトヲ得ヘシトセリ
 然ラハ其除外例ニ屬スル外國法人ノ種類
 如何曰ク國外ニ其行政區劃ノ如キハ今日
 ノ國際關係上之ヲ法人トシテ認ルルヲ通
 常トシ又我ニ於テ之ヲ認許スルニ敢テ危
 害アルコトナシ又外國ノ商事會社ハ若シ
 之ヲ認許セザルトキハ貿易上彼我共ニ非
 常ノ不便ヲ感スルニキヤセリ故ニ此二種
 ハ當然ノ權ヲ有スルモノトシ其他ハ特別
 ノ立法又ハ條約ニ依ルルニキモノトセリ
 認許セラシタル外國法人ニシテ若シ我邦
 ニ於テ成立セル同種ノ者ノ有スル能ハサ

ル權利ヲ有スルコトヲ得ルモノトスレハ
彼ニ厚クシテ却テ我ニ薄キノ種ハ之ヲ免
ケレヌ是レ我ノ權衡其直ヲ得タルモノ
ト云フコトヲ得ヌ故ニ亦案ニ於テハ認許
セラレタル外國法人ハ我邦ニ成立スル同
種ノ者ト同一ノ權利ヲ有スルヲ常則トシ
法律又ハ條約ニ特別ノ規定アル場合ヲ除
外スルコトナセリ

第四十條 社團法人ハ章程ヲ作り之ニ尤、事
項ヲ記載スレシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所

法典調査會

- 四 社員タル資格ノ得喪ニ關スル規定
 - 五 資本ニ關スル規定
 - 六 理事ノ任免及職務ニ關スル規定
 - 七 總會ノ招集及決議ノ方法
 - 八 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
九 解散ノ場合ニ於テ財産ノ歸屬スルキ
者ヲ定ムルノ必要アルトキハ其指定
 - 參照取一二六、一二七、高一八五、一九七、ツ
一リヒ二八、モレテ子カ口七二六、七三六、七
三七、獨二章二六、五一、五二、舊國法二部二章
一三九、一四〇、一六七、一六九、一七〇、紐章三
八七、三九三、四〇九、四一〇
- (理由)定款ハ社團法人ノ成立及活動ノ基

礎タル規程ヲ載スヘキモノナルヲ以テ此種ノ法人ニ關スル最モ重要ナル事項並ニ^{疑議}疑議生スヘキ虞アル事項ハ豫メ之ヲ定^款款中ニ規定セシムルコトヲ要ス

本條ニ列記シタル事項以外ノ事ヲ定^款款中ニ規定スルハ固ヨリ本則ノ如クサル附テ

第四十條 社團法人ノ定款ハ定款中ニ別段

ノ定ナキトキハ總社員ノ四分^三三以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

但總會ニ出席セザル社員ハ書面ヲ以テ同意ヲ表スルコトヲ得

定款ノ變更ハ主務官廳ノ認可ヲ受ケルニ非

サレハ其效ヲ生セス

(^{參照}參照) 高ニ九五、モレヲ子ガ口七二九、七三〇、

獨一草四八同、草三二

(理由) 一、定款ハ社團法人ノ基本規^程程ナルヲ以テ總會ノ権限ハ只定款ノ範圍内ニ於テ

存スルモノトス故ニ若シ定^款款ニ於テ其變更ノ議決權ニ關スル規定ヲ載スルトキハ

是し基本規程ノ其變更ノ議決權ヲ總會ニ與ヘタルモノナリト雖モ若シ其規定ナキ

トキハ總會ニ定款變更ノ議決權ナキハ當然ナリ然レトモ定款中ノ條項ハ業務ノ景

況時勢ノ^{變遷}變遷等ニ因リテ之ヲ改ムルノ必

要アル一キヲ以テ本條ニ於テ豫メ此等ノ

内 閣

場合ニ備ヘレガ為メニ總會ニ其議決權ヲ
與ヘタリ而シテ定款ノ變更ハ事重大ニ涉
ルヲ以テ總社員ノ四分之三以上ノ同意ヲ
要スルヲ穩當ト思惟セリ

二法人ハ其性質ニ依リ功ハ其社員遠隔ノ
地ニ故在スルコトアリ故ニ定款變更ノ如
キ重大ノ事件ハ會議ニ出席セサル者ニモ
其可否ヲ云フコトヲ得セシムルヲ至當ナ
リトス是レ會議ニ出席セサル者ニモ書面
ヲ以テ其同意ヲ表スルコトヲ得セシムル
所以ナリ

三定款ノ條項ハ設立許可ノ條件ト爲レシ
ヲ以テ是レ種ニ之ヲ變更スルコトヲ得ル
内閣

モノトスレハ國家ノ監督權ハ爲メニ有名
無実ナルニ至ラシ故ニ其變更ハ更ニ主務
官廳ノ認可ヲ得ルニ非サレハ效力ヲ有セ
ザルモノトセリ

第四十二條 財団法人ニ付テハ其設立ノ目的
トスル事附行爲ヲ以テ左ノ事項ヲ定ムルコ
トヲ要ス

- 一 事附ノ目的
- 二 事附スルニ財產ノ部分
- 三 理事任免ノ方法

事附者若シ理事任免ノ方法ヲ定メスレテ死
亡スルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事
ノ請求ニ因リ其方法ヲ定ムルコトヲ得

(參照) 取一・二六・一・二七・商一八五・一九七・三

設ケル所ナリ

第四十三條 生前處分ヲ以テ寄附行為ヲ為ス

トキハ贈與ニ關スル規定ヲ適用ス

遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ遺言ニ關

スル規定ヲ適用ス

(參照)取三四九、三五二、フ二一、四一、五一

ヲ以テ七五、六、獨一、草五九、同、草七一、一項

(理由)寄附行為ハ純然タル單獨行為ニシテ

無形ノ目的、為メニ自己ノ財産ヲ分割シ

テ新ニ之ニ人格ヲ與ヘシトスルモノナル

ヲ以テ贈與表シハ遺贈ノ場合ニ於ケルカ

如ク他人ニ權利ヲ移轉スルモノトハ自ラ

其性質ヲ異ニス然レトモ寄附有力無價ニ

内 關

テ其財産ヲ處分スルノ點ニ於テハ贈與表

シハ遺贈ト異ナルコトナク又其寄附行為

カ債權者又ハ相續人ニ存ホス影響ニ付テ

モ亦敢テ贈與表シハ遺贈ノ場合ト異ナル

コトナシ是レ亦條ニ於テ其寄附行為カ生

前處分ナルトモ後處分ナルトモ區別ニ依

リ贈與表シハ遺贈ノ規則ヲ適用スヘキモ

トシタル所以ナリ

第四十四條 生前處分ヲ以テ寄附行為ヲ為シ

タルトキハ寄附財産ハ法人設立ノ許可アリ

タル所ニ於テ又ノ財産ヲ組成ス

遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附

財産ハ遺言カ效力ヲ生シタル時ヨリ法人ニ

歸屬しタルモノト看做ス

三項

(参照) 五七五九、獨草七、一七三、管

二〇七四

(理由) 一、法人ハ政府ノ許可ヲ得テ始メテ成
 立スルモノナルカ故ニ生前屬分ヲ以テ寄
 附行為ヲ為シタルトキハ其法人ノ成立ス
 ルト同時ニ其財産ハ法人ノ財産ヲ組成ス
 ルモノトスルヲ當然トス然レトモ遺言ノ
 場合ニ於テハ其許可ヲ申請スル前ニ於テ
 遺言既ニ其效力ヲ生スルヲ以テ寄附財團
 ハ贈見ニ遺贈ヲ為シタル場合ト酷ク相背
 タルモノアリ表シ其遺産ハ法人ノ範メテ
 成立スル時ヨリ其法人ニ移轉スルモノト

内

関

スルトキハ其以前ニ於ケル果實其他ノ利
 益ハ悉ク相續人ニ屬スルモノトセザレバ
 トテ得ズ果シテ此ノ如クナラハ獨ノ寄附
 者ノ意思ニ反スルノミナラス又相續人ニ
 於テモ許可ノ申請ヲ遅延スルノ虞ナレト
 スヘカラス故ニ今贈見ノ權利ニ關スル話
 題ノ法制ニ依ヒ又法人ニ關スル二三法典
 ノ例ニ則リ法人ハ其遺言ノ效力ヲ生じク
 几時ニ朝リテ其財團ノ利益ヲ收受スルコ
 トヲ得ルモノトセリ

第四十五條

法人ハ法令及び定款若クハ寄附

行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範圍内ニ於

テ獨立シテ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

(參照) 商七三、民訴一四、廿一年法一掃、市制二、町村制二、澳二六、ガウウブユレ、デレハハ、西三七、三八、白草五三三、獨一草四一、同草二三、吾國法二部六章二五、索五三、英 South

Bankers Ry Co v. Ry Co 9 Cr. 87. 米
Brind v. Michigan Southern de. R. R. Co 208
9. 258

紐草三七九、四〇ハ

(理由) 法人ハ因ト法律ノ創設ニ係リ或目的ノ為メニ存スルモノナルヲ以テ其權利能力モ法律ノ規定ニ依リ其目的ノ範圍内ニ於テハ存シ其限界以外ニ於テハ法律上ノ存在ヲ有スルコトナシ特別法ニ因リテ持

内 附

ニ創設セラレタル法人ノ權利義務ハ主トシテ其規定ニ依リテ定マリ一般法表々ハ特別法ノ一般規定ニ反ビテ設立シタル法人ノ權利義務ハ主トシテ其定款表々ハ寫照行為ニ依リテ定マレモノナリ且獨立シテト云フ所以ハ社團法人ナル無形体カ其社員各自ノ權利義務ト異ナル權利義務ヲ有シ財團法人ナル無形体カ人ニ依ラズシテ權利義務ヲ有スルニ由ルナリ而シテ法人ノ私法上ニ於ケル權利義務ハ財產ニ屬スルモノナルヲ通常トスシトモ特別法ニ因リ或ハ財產以外ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フコトナシトスノカラス故ニ亦條ニ於テ

ハ單ニ權利義務ト云ハリ

中世以直往々法人ノ模倣ヲ不肖ニ擴張レ
法人ハ自然人ニ均シキ能力ヲ有スルモノ
トシタシト又近世ニ至リテハ法人ハ限定
能力ヲ有シ其能力ハ其設立ノ目的ニ因リ
テ限ヌセラルルモノトノ説ハ殆ト疑
ヲ容ルル者ナキニ至シテ故ニ法人ノ行為
ニシテ其設立ノ目的ノ範圍外ニ於テハ
ハ謂ハユル越權行為ニシテ (Ultra vires) 之ヲ
無效トスヘキト因ヨリ論ヲ變テサレナリ
第四十二條 法人ハ其理事又ハ其他ノ代理人
ノ職務ヲ行フニ際シテ他人ニ加ヘタル損
害ヲ賠償スル責ニ任ス

内 閣

法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ニ因リ
テ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議
決ヲ賛成シタル社員理事等之ヲ履行シタ
ル理事其他ノ代理人ニ於テ通常無限ノ責任
ヲ負フ

(参考) 財三七三條 一三八四 賠償身法六二三
四五ヶラウブエシテ九〇 獨ニ序三〇也
章六六

(理由) 一、法人ノ行為能力ハ法律ノ規定ニ因
ルモノナル而シテ法律ハ固ヨリ法人ニ不
法行為ヲ為スノ能力ヲ與ルモノニ非ス
且法人ハ意思ヲ有セサル無形体ナルヲ以
テ不法行為ヲ為スコト能ハサルモノナリ

トハ既ニ羅馬法典(C. 1516, De i. dot. mul. 10)ノ認
 ん所ノ原則ニシテ在リ以テ多少此原則ノ
 當否ニ關シテ疑ヲ抱ク者少ト雖モ多數
 ノ學說及ヒ諸國ノ法則ハ概シテ原則ヲ採
 用セリ然レニ此原則ノ適用ハ種々ノ弊害
 ヲ觀ルニ可シ蓋シテ法人ノ代理人ニシテ
 不法行為ナルトキハ其被害者ハ其代理人
 ヲ訴フルコトヲ得ルモ法人ヲ訴フルコト
 ヲ得サルヲ以テ被害者ハ表面上法律ノ保
 護アルモ不逞事又ハ其他ノ代理人ハ法人ニ
 比シテ通常資力少ナキ者ナルヲ以テ實際
 上不利益ヲ蒙ルモ結果ヲ生シタルヲ以テ近
 世ニ至リ諸國ノ法制並ニ裁判例ハ漸々此
 原則ヲ排斥スルニ至リ得者ノ議論ハ未
 タ一定ヤスト雖モ又モ議論トシテハ概シテ皆
 法律ヲ以テ精ニ其責任ヲ定リシヲ正當ト
 スルニ至リ斯ノ如ク不法行為ニ關スル
 法人ノ責任ニ付キテハ疑議ノ存スルモノ
 ナルヲ以テ今茲ニ明又ク以テ之ヲ確立ス
 ルヲ必要トセリ

ニ本條ニ於テハ法人ノ代理人ノ行為ヨリ
 損害ヲ生シタル場合ヲ二種ニ分別シ代理
 人ノ其委任セられたる業務ヲ履行スルニ
 際シテ過失又ハ懈怠ニ因リテ他人ノ損害
 ヲ加ハタルトキハ其業務ハ因テ法人ニ屬
 スルモノナルニ因リ法人ノ資產ヲ以テ其

内

開

時價ニ充ツルヲ最モ穩當ナリトシ之ヲ第
 一項ニ規定セリ然レトモ代理人ノ權ニ諸
 人ノ目的ノ範圍外ノ行為ヲ為シ之ヲ為シ
 他人ノ損害ヲ加ヘルハトキハ假令該人
 ノ名ヲ以テシタルトキト雖モ其事業ハ固
 ト該人ノ業務ニ屬セザルモノナルヲ以テ
 其行為ヲ廢決シ又ハ之ヲ実行シタル者ノ
 之其責ニ任スヘキヲ當然トシ之ヲ亦二項
 ニ規定セリ

第四十七條 該人ハ其設立後十四日以内ニ
 事務所所在ノ地ニ於テ登記ヲ受クヘシ
 該人ノ設立ハ前項ノ登記ヲ受タルニ非サレハ
 他人ニ對シテ其效ナシ

法典調查會

該人設立ノ後新ニ事務所ヲ移シタルト干ハ
 七日以内ニ登記ヲ受クヘシ

(參照) 取一八、百六九、七八、一六九、務價務法
 七一、六、獨三章四九

(理由) 一、該人ハ其團體ニ存スル自然ノ性質
 以テ二人以上ヲ有スルモノナルヲ以テ登記
 必キ之ヲ告グルニ非サレハ公衆ハ其資格ヲ
 知ルニ由ラレ故ニ假令既ニ設立シタル該
 人ト雖モ其以テアルマテハ他人ノ其事業
 ヲ知ルト否トニ拘ハラズ之ニ對シテ該人
 タル效ヲ生セザルモノトセリ
 二、該人ニ關スル登記ノ方法ハ別ニ之ヲ定
 ムヘキヲ以テ亦業ニ於テハ其手續号ニ關

又ハ規則ヲ掲ゲ又而シテ本文ニ時登記ヲ
 受テハキコトヲ言ヒ敢テ公共ノ事ヲ言ハ
 サルハ他ナシ當事者ハ單ニ登記ヲ請求ス
 ルニ止マリ公共ハ登記作吏ニ於テ其職務
 トシテ之カ手續ヲ為スヘキモノト信スル
 フ以テ登記ノ時ヨリ直チニ行人ニ對シテ
 毛紙人ノ效力ヲ生セシムルヲ妥當トシテ
 シハナリ

三、法人ノ主タル事務所ハ其業務ノ本據ヲ
 リ其地ノ事務所ニ亦其業務ノ施行ニ最モ
 關連多ク地ナレバ以テ此地ニ於テ登記ヲ
 為サシムルハ其利害關係者ヲ保護スルニ
 於テ最モ堅固ナル規定ナリトス

第四十八條

事務所ヲ移轉スルトキハ七日内ニ舊所在地ニ於テ移轉ノ登記ヲ受ケ新所在地ニ於テハ新ニ設立スル法人ニ付キ要スル登記ヲ受クヘシ

同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ事務所ヲ移轉スルトキハ移轉ノミノ登記ヲ受クヘシ

(参照) 高二〇、二項

先立書

(理由) 事務所ノ移轉ヲ登記セシメ條ト同一ノ理由ニ基ケリ而シテ新所在地ニ於テハ新ニ法人ヲ設立スル時ト同一ノ登記ヲ為サシムルハ他トシ新所在地ニ於テハ始メテ法人ノ設立ヲ登記スルモノナレハナリ又同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於ケル移轉

内 手付 関

ニ於テハ更ニ其登記事項ヲ改ムルヲ要セザルヲ以テ其移轉ノ事ノミヲ登記スルハ足レリトス

第四十九條

登記スヘキ事項左ノ如シ

一 目的

二 名称及ヒ事務所

三 設立許可ノ年月日

四 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

五 理事ノ姓名住所

六 資本ノ總額

七 資本拂込ノ方法マルトキハ其方法

兼項ニ掲ケタル事項中ニ要要ヲ生シタルトキハ七日内ニ其登記ヲ受クヘシ登記簿ニ在

リテハ他人ニ對シテ其変更ノ効ヲ生ヤス

(參照) 高七九、八〇、一三八、一六八、モンテ子グ
口七三、八、七三〇、七三一、獨二章五、六、二項、五
九、一項、六〇、一項、六一、一項

(理由) 一、法人ニ登記ヲ要スルハ一ハ法人ノ
性質上ヨリ来リ一ハ公益上ヨリ来リ法人
ハ固ト有形ノ存在ヲ有セサルモノナリ
以テ登記ニ由リテ其存在ヲ明瞭ナラシム
ルノ必要ハ法人ノ性質上ヨリ来ルモノナ
リ其性質及ヒ組織ヲ明カコシテ其信用ヲ
保持シ保セテ公衆ノ利益ヲ保護スルノ必
要ハ公益上ヨリ来ルモノナリ本条ノ列挙
ニタル登記ヲ受ケルハ其事項ハ皆前記ノ目
的ニ必要ナル條件ニ外ナラサルナリ
二、登記ヲ受ケルハ其事項ハ皆法人ノ存在及
ヒ活動ノ要素タリ義上最モ公示シタル要
素ニシテ變動ヲ受ケルコトマレモ登記及
ヒ公示ヲ改ムルコトナクシハ登記ハ事實
ト觀認シ却テ入リ欺クノ媒タムコトマレ
ハシ是レ違ヒ之ヲ訂正セシムルコトヲ要
スル所以ナリ

第五十條 法人ハ名稱ヲ定メ事務所ヲ設ケル
コトヲ要ス

法人ノ住所ハ其主タル事務所所在ノ地ニ在
ルモノトス

(參照) 民訴三九、西四一、高七〇、十一、獨二章二

内閣

三四項七〇、但章三八三

(理由)法人の名称ヲ附セシムルハ其団体ノ
公稱ヲ定メテ其獨立存在ヲ明カニシ且稱
呼ニ便ナラシメシムル也
定メシムルハ其本據ヲ明カニシ其活動ニ
便ナラシメシムル也
所ト着做シ民事ト住所ノ關スル規則ハ法
人ノ性質ノ許ス限リハ之ヲ茲ニ適用スル
モノトスルハ至當トセリ
本案ニ於テ主文
ル事務所ト云ヘルハ數所ニ於テ事務所ヲ
設ケタル場合ニ住所ノ關スル疑義ヲ生セ
ザラシムルニカテナリ

第五十一條 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年
初ノ三

内

開

个月内ニ財産目錄ヲ作り常ニ之ヲ備ヘ置リ
コトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ
其終ニ於テ之ヲ作ルヘシ

社團法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ変更
アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

(参照)高三二、一七四、獨二章六二

(理由)法人ノ財産目錄ヲ備ヘシムルハ其財
産ヲ鞏固ナラシメ且其濫用ヲ豫防シ傍
監督及ヒ証明ノ便ニ供セントスルニ
營利ヲ目的トスル法人ハ總テ商事會社ノ
規定ニ從フヘキモノトスルヲ以テ商法第
三十二條ニ從ヒ財産目錄ヲ備フルノ義務
アリ故ニ本案ノ規定ハ專ラ公益ヲ目的ト

スル法人ノ適用ヲ而シテ社負各自ノ利益ヲ目的トセサル法人ニ於テハ殊ニ其監督ヲ蔽ニシ其財産ノ濫用ヲ防止セサルヘカラス是レ本條ノ規定ヲ要スル所以ナリ

社團ヲシテ社負各簿ヲ作ラシムルハ其組織ヲ明カニセシカタメナリ

第二節 法人ノ管理

(理由) 本節ハ法人ノ機関ニ関スル事ヲ規定セリ法人ノ機関ハ之ヲ業務施行ノ機関ト業務監督ノ機関トニ別テ理事ヲシテ其業務施行ノ任ニ當ラシメ監事ヲシテ其業務ノ監督ノ事ニ任セシム前者ハ法人ノ法律上ノ代理人ニシテ其業務施行ノ缺クヘカラスル機関ナリシテ以テ必ズ之ヲ置クコトヲ要スルモノトシ後者ハ業務ノ監督ニ必要ナル場合ニ於テ之ヲ置クコトヲ得ルモノトセリ又社團法人ニ在リテハ社負ノ合同意思ヲ以テ法人ノ意思ト考スコトヲ得ヘキヲ以テ社負ノ總會ヲ以テ法人ノ意思ヲ確定スヘキ最高機関トシ法人ノ業務ヲ指揮監督セシム又至事務官廳ヲ以テ法人ノ最高監督府トシ各法人ヲシテ皆其監督ノ下に立タシメ以テ公益保護ノ目的ヲ貫徹セシメンコトヲ謀ル

第五十二條 法人ニハ理事ヲ置クコトヲ要ス

理事数人アル場合ニ於テ定款ニ及對ノ規定
ナキトキハ其管理ニ関スル事項ハ理事ノ多
数ヲ以テ之ヲ決ス

(參照) 取一、二、四、高八七、一四三、ガラウブニデ
ニ八九、ツヨリヒニ九、獨一、草四四、五項、同草
二五、一項、二七、一項、普團法二部六章一
三七、一三八、索五三、紐章四一、四一八

(理由) 一人ノ限定セラルル權利能力ヲ
有スルモノナルニ行爲能力ニ至ラザルハ全
ク之ヲ缺クモノナリ故ニ其權利ヲ行使セ
ントナラハ必ス之ヲ機關ヲ設ケサルヘカ
ラス而シテ一ノ行爲ヲ爲スニ特別ノ代
理人ヲ選任スルカ如キハ獨リ其繁ニ耐ヘ

内

関

ナルノミナラズ他人ヨリ法人ニ對スル行
爲ヲ爲スニ當リ常置ノ代理人ナキトキハ
其不便歎カラズ又社團法人ニ於テハ或ハ
社員ヲ以テ常置代理人ト爲スコトヲ得ハ
シト雖モ通常其人負ノ多キカ爲メニ或ハ
事務ノ統一ヲ缺キ或ハ事業ノ滞滯ヨ末々
ノ不便アルヲ免レサルヲ以テ前記ノ二法
ハ共ニ適當ナル方法ト稱スヘカラス是レ
法人ニハ必ズ常置ノ行爲機關ヲ設クルコ
トヲ要スル所以ナリ

二、理事ハ法人ノ事業ノ性質ニ依リ或ハ一
人ナルヲ便利ナリトシ或ハ数人ナルヲ必
要トスルコトナルヘキニ理事ノ代理權ハ

通常総括代理ナルヲ以テ仮令数人ノ理事
アル場合ト雖モ一俾ノ代理人トシテ各理
事ハ其全体ノ議決ニ依リテ動クヘキモノ
ナリ且一箇ノ法人ノ数箇ノ総理代人ナル
コトヲ許ササレハナリ但本条ノ規定カ特
別法令ニ依リ法人ノ特別ノ代理人ナル場
合ニ合マサルハ固ヨリ言フヲ誤タサレナ
リ

三、理事数人ナル場合ニ於テハ其業務ノ取
扱ニ關シ理事中意見ヲ異ニスルコト屢ニ
アルヘキヲ以テ今茲ニ之ヲ決定スルノ方
法ヲ定メサルヘカラス而シテ若シ其決定
ハ理事総員ノ同意ニ依ルヘキモノトスル

内

關

トキハ一ノ事務ニ付キ一人之ヲ派トスレ
ハ他ノ理事尽ク之ヲ是トスルニ之ヲ決行
スルコトヲ得サルカ如キ不便アルヲ以テ
通常ニ行ハルノ團體ノ意思決定ノ方法ニ
從ヒ多數法ニ依ルノ外他ニ適當ナル方法
アルヲ見ス現ニ獨乙民法第一讀會草案(四
四)ニ於テハ總員ノ同意ヲ要スルヲ通則ト
セシメ第一讀會草案(二七)ニ於テ之ヲ改メ
テ多數法ノ方法ヲ採ルニ至リシハ蓋此理
由ニ基キシモノナリ而シテ理事総員ノ同
意ヲ要スヘキ場合或ハ各理事カ業務ヲ分
擔シ理事全体ノ議決ヲ要セサル場合等ノ
如キハ定款ヲ以テ之ヲ本條ノ規定ヨリ除

外スルノ餘地アルヲ以テ多數決ノ議定法
ハ敢テ實際ニ不都合ヲ生スルノ虞アリサ
ルナリ

第五十三條

理事ハ總テ法人ノ事務ニ付テ法
人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣
旨ニ達及スルコトヲ得ス又社團法人ニ在リ
テハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

(參照)商一〇九一四三、一八六、モシテ子ガ口

七三二、七三三、智二章二五、普國法二部六章

一四一

(理由)理事ハ法人ノ法律上ノ代理人トシテ

其権限ハ總括代理ナルヲ常則トスルヲ以

テ苟モ其本人タル法人ニ屬スル權利ハ盡

内 關

ク之ヲ行使スルコトヲ得ルモノトス然レ

トモ其代理行為ハ定款ノ規定寄附行為ノ

趣旨又ハ總會ノ決議ニ依リテ制限セラル

ルコトアリ此場合ニ於テ理事ハ其總代理

人タルノ故ヲ以テ其制限ハ廢セサルコト

ヲ主張スルヲ得ス是レ但書ノ規定ヲ要ス

ル所以ナリ

第五十四條

理事ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ
善意ヲ以テ之ト取引ヲ爲シタル第三者ニ對

シテ其效ナシ

(參照)取二五〇、二項、三條、商一一一、一四四、一

八六、モシテ子ガ口七三三、智二章二五、三項、

五六、二項

(理由) 法人ハ本來無能力者ナルヲ以テ理事
 ノ代理權ハ其法人ノ目的ノ範圍内ニ於テ
 ル行爲ニ付シハ無制限ナルヲ本則トスヘ
 キモノナリ故ニ若シ定款ノ規定等附行爲
 又ハ總會ノ議決ヲ以テ或種類ノ行爲ヲ禁
 止シ又ハ或行爲ヲ爲スノ條件差クハ方法
 ヲ定ムルカ如キ制限ヲ設クルコトマルト
 キハ其制限ハ取條ニ規定セルカ如ク固ヨ
 リ理事ヲ羈束スヘキモノナリト雖モ第三
 者ニハ其效力ヲ及ボスヘキモノニ非ス故
 ニ近世諸國ニ於テハ之ニ關シ種々ノ規定
 ヲ設ケタリト雖モ要スルニ次ノ三種ノ一
 ニ出テサルモノ、如シ或ハ(一)其制限ヲ登
 記セシメ第三者ニ對シ爲テ之ヲ有效ナリ
 トスルモノアリ、或ハ(二)取引ノ安全ヲ圖リ
 第三者ヲ保護セシメ爲メニ其制限ハ全ク
 無効ナリトスルモノアリ又或ハ(三)其當事
 者ノ善意悪意ヲ區別シ其制限アルヲ知ラ
 スレテ取引ヲ爲シタル者即チ善意者ニ對
 シテハ之ヲ無効トシ其制限アルヲ知ラ取
 引ヲ爲シタル者即チ惡意者ニ對シテハ之
 ヲ有效トスルモノアリ前舉三種ノ規定中
 第一種ノ如キ規定ニ依ルハ法人ト取引ヲ
 爲サントスルトキハ登記ヲ檢閲スルノ必
 要アルカ如キ煩アリ又此煩ヲ厭フノ第三
 者ハ爲メニ損失ヲ被ルルノ危險アルヲ以

内

閱

テ法人ノ保護ニ專クシテ第三者ノ保護ニ
 薄キノ弊アリ又第二種ノ規定ニハ定款ノ
 規定寄附行為又ハ總會ノ議決ト雖モ理事
 ノ擅恣ヲ制シ代理權ノ行用ヲシテ其適度
 ヲ得ヤシムルコト能ハサルヲ以テ第三者
 ノ保護ニ專クシテ法人ノ保護ニ薄キモノ
 ト云ハサルコトヲ得又特々第三種ノ規定
 ハ法人ニハ其代理權ニ制限ヲ加フルコト
 ヲ許スト雖モ之ニ由リテ善意者ヲ害スル
 コトヲ得サルモノナルヲ以テ最モ衡平ヲ
 得タルモノト稱スルコトヲ得ヘシ是トモ
 案ニ於テ第三種ノ規定ヲ採リテ所以ナリ
 第五十五條 理事ハ定款寄附行為又ハ總會ノ

内 閣

決議ニ依リ禁止セラルサルトキハ特定ノ行
 為ニ付キ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得

參照 取ニ三五、獨ニ草二九

(理由) 前二條ニ於テ述ヘタル如ク理事ノ權
 限ハ包捨的ノモノナルヲ以テ其委任事件
 ニ屬スル代理行為ヲ悉ク自ラ取扱フノ難
 事タルヲ論ジ談タス然レトモ獨乙民法單
 案ノ如ク理事ノ外ニ特別ノ代理人ヲ置ク
 コトヲ得ルモノトスレハ法人ノ代表權一
 途ニ歸セズ第三者ニ對シテハ殆ト理事ノ
 代理權制限ト同一ノ結果ヲ生スヘキヲ以
 テ本案ニ於テハ復代理ノ闕スル規定ニ從
 ヒ理事ニ他人ヲシテ自己ニ代ハリテ特定

ノ行為ヲ爲サシムルコトヲ許セリ唯之ヲ
 代理ノ部ニ讓ラスシテ茲ニ掲クル所以ノ
 モハ復代理ニ関スル規定ニ依レハ委任
 事件ノ全部又ハ一部分ヲ代理セシムルヲ得
 ヘシトスルコトアルヘキモ茲ニハ此ノ如
 キ包括的ノ復委任ヲ許サスシテ一個又ハ
 數個ノ行為ヲ單獨的ニ指定シテ代理セシ
 ムルコトヲ許スニ止マルヲ以テナリ

第五十六條 理事ノ缺ケタル場合ニ於テ遲滯
 ノ爲メニ損害ヲ生スル恐ヤルトキハ裁判所
 ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ仮管理
 人ヲ選任スヘシ

(参照獨二章二八、章三八百六十八年六月十
 日)

五日法七六

(理由) 理事ノ死亡、辭任、解任其他ノ原因ニ依
 リ理事中ニ缺員ヲ生シ又ハ理事全ク缺出
 シタル場合ニ於テ其後任者ヲ選任スルニ
 ハ前條ノ規定ニ依リ定款又ハ審附行為ニ
 定メタル手続ヲ踐ムヘキヲ以テ或ハ直チ
 ニ其人ヲ得難ク爲メニ其選任ヲ遷延スル
 コトナレトセヌ此場合ニ於テ法人又ハ他
 人ニシテ一定ノ期間内ニ爲スヘキ行為ア
 ルモ理事ヲ缺クカ爲メニ之ヲ爲スコト能
 ハカレカ如キコトアルヘキヲ以テ本條ニ
 於テハ此ノ如キ場合ニ於テ不都合ヲ生セ
 得ラシメシカ爲メニ利害關係人又ハ推事

内閣

ハ仮管理人ノ選任ヲ請求スルコトヲ得ル
モノトセリ

第五十七條

法人ト理事トノ間ニ利益相及ムル事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別管理人ヲ選任スヘシ

(參照) 一九一九年獨二第百一四九號子八百六十八年六月十五日法二八

(理由) 本條ハ專ラ法人ト理事トノ間ニ利益ヲ接觸アル場合ニ於テ理事ノ権力濫用ヲ防止セシカ爲メニ設ケタルモノナリ抑代理ノ人カ自己ノ資格ヲ以テ其委任者ト取リテ爲スハ固ヨリ法律ノ禁ヤサル所ナリト

内閣

雖モ法人ノ如キ場合ニ於テハ其本人タル者全ク意思ヲ缺ケルヲ以テ其利益ノ相反スル場合ニ於テ理事ハ一方ニ在リテハ法人ノ相手方タリ又一方ニ在リテハ法人ノ代理人トナリ一身主客ノ位地ヲ兼ヌルカ如キハ最モ忌避スヘキノ事タリ故ニ茲ニ之ヲ禁止シ特別管理人ヲ以テ之ニ代ハラシムルコトハヤリ蓋シ法人ハ之ニ依リテ其取引ノ安全ヲ得理事ハ之ニ依リテ嫌疑ヲ免レ充分ニ自己ノ權利ヲ主張シ得ヘキヲ以テ此規定ニ依リテ法人理事共ニ其便宜ヲ受ケルモノト謂フヘシ

第五十八條

法人ニハ定款附行爲又ハ總會

ノ決議ヲ以テ一人又ハ数人ノ監事ヲ置クコトヲ得

(参照) 人一六九、一七〇、高一九一

(理由) 理事ノ職務ハ頗ル廣闊ニシテ或ハ擅横ノ弊ナキコトヲ保セサルニ法人ハ固ト意思ヲ有セサルモノナルヲ以テ自ラ其業務ノ施行ヲ監督スルコト能ハス且營利ノ目的トセサル社團法人ニ於テハ社員ハ動モスレハ理事ヲ信任シテ自ラ其業務ヲ監督スルコトナク殊ニ社團法人ニ於テハ屢其業務ノ施行ヲ監督スヘキ者ナキコトアルヲ以テ必要ナル場合ニ於テハ定款寄附行若又ハ總會ノ決議ヲ以テ監事ヲ置クコトヲ得ルモノトセリ而シテ之ヲ定款寄附行為又ハ總會ノ議決ニ一任セスコト特ニ之ヲ規定スル所以ノモノハ法律上ノ代理人タル理事ノ職務ヲ監督スヘキ重任ヲ負フ者ヲ私設ノ役員トセシテ之ニ法律上ノ位置ヲ與フルヲ適當ト認メタルヲ以テナリ

内閣

第五十九條

監事ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ財産ノ現況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務施行ノ實況ヲ監査スルコト
- 三 財産ノ現況又ハ業務ノ施行ニ付キ不整ノ事アルヲ模出スルトキハ之ヲ總

○會又ハ其主務官廳ニ報告スルコト但
○此報告ヲ爲ス者メ特ニ總會ヲ招集ス
ルコトヲ得

(参照) 人一九八、高一九二

(理由) 一、本條ハ「監事ノ職務ヲ規定シ之ヲ分
テテ財産ノ監査及ヒ業務施行ノ監査トセ
リ而シテ單ニ之ヲ監視、検査ト止ムル所
以」モノハ、監事ノ職務ト理事ノ職務トノ分
界ヲ明カトシテ互ニ相接觸スルコト勿ラシ
ムレガ爲メナリ

二、監事差シテ財産ノ現況又ハ業務ノ施行ニ
不整ノ事アルヲ發見スルモ自ラ之ヲ整理
スル職権ヲ有ヤスレテ單ニ之ヲ發覺又ハ
主務官廳ニ報告スル責ヲ有スルニ止マル

内閣

理由亦前項ニ同シ

第六十條 社團法人ノ理事ハ少クトモ毎年一

回社員ノ通常總會ヲ開クヘシ

(参照) 高一四八、一九八、二〇〇

(理由) 社團法人ノ社員ハ平常其業務ヲ理事
ニ一任スルモノナルヲ以テ其業務施行ノ
報告及ヒ監事ノ報告ヲ受ケ其他重要ノ事
項ニ付キ該定ヲ爲サシカ爲メニ社員ノ總
會ヲ開ククダ必要トス故ニ理事ノ負ハシム
ルニ少クトモ毎年一回之ヲ開キ、職務ヲ
以テシタリ

第六十一條 社團法人ノ理事ハ臨時ノ必要ア

ルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコ
トヲ得又、總社員ノ五分一以上ニ當ル社員
ヨリ會談ノ目的ヲ示シテ臨時總會ノ招集ヲ
請求スルトキハ之ヲ招集セサルコトヲ得ス
但此定數ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ
得

(參照)高ニの一、モンテ子グロ七三五、招ニ草

三四、三五

(理由)一、社團法人ハ定期ノ通常總會以外ニ
於テ臨時ニ該定又ハ報告スヘキ事項ノ若
クモ總會ヲ開クヲ要スルコトアルヘキヲ以
テ本條ニ於テ理事ニ臨時總會ヲ招集スル
權授アルモノトセリ

内閣

二、總會ハ法人ノ事務ヲ該定スル最高機關
コレテ理事ト雖モ其決議ニ依リテ羈束セ
ラルヘキモノナルヲ以テ其招集ヲ理事ノ
隨意ニ任シテ他ヨク之ヲ促スコトヲ得サ
ルモノトスレハ臨時緊急ノ場合ニ於テ社
員カ其間會ヲ欲スルトキト雖モ理事之
同意スルニ非^レハ^レ開會スルコトヲ得サル
ノ不都合ヲ生スルコトアルヘシ殊ニ理事
ノ意見ニ及スル事項ヲ該定セントスル場
合ニ於テハ到底開會ノ途ナカルヘキヲ以
テ茲ニ定數以上ノ社員カ必要又ハ有益ト
認メタルトキハ其招集ヲ請求スルコトヲ
得ルモノトシ且理事ノ負ハシムルニ招集

ノ義啓ヲ以テシタリ

三、定数ヲ五分、一トセルハ高法ノ規定ニ倣ヘルナリ然レトモ社團ノ種類、事業ノ性質、社員ノ多寡等ニ依リ差シ之ヲ不使トスルトキハ定款ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルノ餘地ヲ存セリ故ニ本條ハ定款ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テノ之ヲ適用スヘキモノトス

第二十二條

總會ノ招集ハテクトモ五日前ニ

其會議ノ目的及ヒ事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲ス但定款ニ別段ノ定ムルトキハ豫メ通知セサル事項ニ付テモ決議ヲ爲スコトヲ得

内閣

（参照）高一四九、一九九、ガウウゲンジン八九、獨ニ草三一、一項、同高二三八、普國法二部六章五四、五六、索子八百二十八、廿月十五日法二二、一項

（理由）一、總會招集ノ目的ヲ豫メ會日或ハ通示セシムルハ獨リ社員ニ調査及ヒ考慮ノ時間ヲ與フル爲メノ之ナラズ苟モ多數決議ノ主義ヲ執ル集會ニ於テハ此方法ニ依ルヲ以テ最モ至當トス何トナレハ社員ハ其議事ノ性質ニ依リ他ノ要務ヲ措キテモ會議ニ出席スヘキヤ否ヤヲ決マルコトヲ得ヘキヲ以テナリ

二、招集ハ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之

ヲ為スモノトセルハ社員ノ多寡ニ依リ其
通知ノ方法ヲ異ニスルカ如キコトアルヘ
キヲ以テナリ

三、若シ商法第百九十九條、普國國法、獨乙商
法等ノ規定ノ如ク豫メ通知ヲ為シタル事
項ニ非サレハ議決スルコトヲ得ストスル
トキハ或ハ不使ヲ生スルコトアルヘク、然
レトモ常選任ノ如ク法律ヲ以テ通知ヲ要
スル事件ヲ示スモ亦煩雜ニ涉ルノ嫌アリ
ルヲ以テ本條ニ於テハ定款ヲ以テ除外例
ヲ設クルコトヲ得ルモノトセリ

第六十三條 社團法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理
事又ハ其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク

内閣

外務ニ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ

(參照)獨ニ第三章二部三章五一

(理由)本條ハ社員ノ總會ハ社團法人ノ最高
機關タルヲ示シタルモノナリ然レトモ總
會ノ議決權ハ國ヨリ定款ノ範圍内ニ於テ
存スルモノナルヲ以テ特ニ定款ヲ以テ之
ヲ理事其他ノ役員ニ委任シタル事務ハ通
常ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得サ
ルモノトセリ

第六十四條 社員ノ議決權ハ定款ニ別段ノ定

キヲトキハ各社員平等ナルモノトス

(參照)商八九、二〇四、ツエーリヒ二一、二二

(理由)社員ノ議決權ハ或ハ出資ノ多寡ニ因

リ或ハ發起者タルト賛同者タルトノ區別
 ニ從ヒ等差ヲ立テ或ハ或社員ニ特權ヲ與
 フル等ノ條トアリ又或ハ女子幼者弱者資
 金乏弱者等ニ議決權ヲ付スルコト
 アリト雖モ若シ定款ニ此ノ如ク規定シ設
 ケサルトキハ各社員皆議決權ヲ有シ且其
 議決權ノ平等ナルヲ以テ最モ穩當ナリト
 ス故ニ本條ニ於テハ表面ニ於テ議決權ノ
 平等ナルコト并ニ各社員皆議決權ヲ有ス
 ルノ通例ナルコトヲ示シ裏面ニ於テ事情
 ニ依リ定款ヲ以テ等差ヲ設クルコトヲ得
 ル旨ヲ示セリ

第六十五條

社團法人ト社員トノ間ニ於ケル

内

關

法律上ノ行為ニ關スル議事ニ付テハ其社員
 ハ議決權ヲ有セス

參照

天八

獨二章三一、三項、第五五

理由 法律上ノ行為ノ當事者向ニハ利益相
 及スルコトアルヲ通常トスルヲ以テ社員
 若シ一方ノ當事者タルトキハ之ニ關シテ
 公平ナル判断ヲ下スコト能ハサルノ虞アリ
 リ且若シ社員ノ多數が其當事者ナルトキ
 ハ其危險殊ニ多シトス故ニ其社員ハ議決
 權ヲ有セサルモノトセリ

第六十六條

主務官廳ハ法人ノ業務ヲ監督シ

何時ニシモ職權ヲ以テ其業務及ヒ財産ノ實
 況ヲ検査スルコトヲ得

(參照) 高ニニ四ニニ七、ガラウブニデニ九ニ
ツエリヒ四四

(理由) 法人ハ總テ公益ニ関シ其業務ノ景況
如何ハ國家ノ治安及ヒ經濟ニ影響ヲ及ホ
シ公衆ノ利害ニ関係ヲ有スルコト頗ル大
ナルヲ以テ行政上ノ監督ヲ要スルモノト
ス

本條ハ法人ノ設立ニ主務官廳ノ許可ヲ受
ケシメ又主務官廳カ許可ノ取消ヲ為スコ
トヲ得ルノ條ト照應シテ法人ノ設立ヨリ
生スル濫業ヲ防制スルノ旨意ニ出テタル
モノナリ

第三節 解散

内

関

(理由) 本節ニ於テハ法人解散ノ原因ヲ列叙
シ其解散シタル法人ノ財産ノ歸屬スヘキ
者ヲ定メ又清算事務ノ範圍及ヒ清算人ノ
職分ヲ示シ且債權者債務者及ヒ歸屬權利
者ノ保護ニ必要ナル規定ヲ掲ケタリ

第六十七條

法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款ニ定メタル解散事由ノ發生
- 二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成

功ノ不能

- 三 破産

- 四 設立ノ許可ノ取消

社團法人ハ右ノ場合ノ外左ノ事由ニ

因リテ解散ス

- 一 總會ノ決議

- 二 社員ノ缺亡

(參照)

取一四四、四四、五、高二、六、三三、〇、カウ

ウブエンデレ九五、ツエーリヒ三五、モンテ

チグロセ四六、七六二、獨二草三八、三九、四〇、

六三、普國法二部六章一八九、一九〇、常五六、

紐草四二四、四二五

(理由) 一、本條ハ法人解散ノ場合ヲ列記シタ

ルモノナリ近世諸國ノ民法ニ於テ法人解

散ノ原因トスルモノ概シ本條ニ掲ケタル

六箇ノ事由ニ出テス蓋シ第一項第一號及

ヒ第二項第一號ハ法人ノ設立者又ハ其社

員ノ意思ニ基キタル解散ノ場合ヲ示シ第

一項第二號第三號及ヒ第二項第二號ハ法

人ノ性質又ハ其業務ノ状況ヨリ生スル自

然ノ結果ニ因ル解散ノ場合ヲ示シ第一項

第四號ハ國ノ監督權ヨリ生スル解散ノ場

合ヲ示シタルモノナリ

法典調査會



二、定款ニ定メタル解散事由ハ存立時期ノ經過其他總テ豫メ定款中ニ掲ケタル解散ノ原因ヲ包括ス故ニ第一項第二號及ヒ第二項ノ如キ原因ニシテ若レ定款ニ特別ノ規定アルトキハ之ニ依ルヘキハ論ヲ諱クス

三、社團法人カ任意ノ解散ヲ為ス場合ハ次條ニ於テ之ヲ説明スヘシ

四、法人ハ總テ或目的ヲ達スル為メニ存スルモノナルヲ以テ其目的タル事業ヲ成功シ又ハ法令ノ變更其他世態ノ變遷等ニ因リ其事業ヲ成スエト能ハサルニ至ルトキハ自然ノ結果トシテ解散スヘキモノナリ

法典調查會

五、社團法人ノ社員カ死亡退社等ニ因リ全ク存在セサルニ至リタルトキハ其法人ノ解散スヘキハ論ヲ諱クス或ハ社員一人ニ減少シタルトキハ社團法人タルノ性質ヲ失フモノナルヲ以テ其法人ハ當然消滅スヘキモノナリトスル者アリト雖モ社團法人ハ總テ或ル目的ノ為メニ存スルモノニシテ一旦設立シタル以上ハ全ク社員各自トハ別箇ナル無形人ヲ生スルモノナルヲ以テ法人ノ設立ニハ數人ノ社員アルコトヲ要スルモノトスルモ其存在ニハ必ずレモ之ヲ要スルモノトスルカラス故ニ仮令其社員ハ漸次減少シテ僅ニ一人ヲ殘ス

ニ至ルニ爲モ其目的タル事業ノ成功ニシテ妨ナキ以上ハ之ヲ解散セシムルノ理由アルヲ見ス故ニ本案ニ於テハ社員ノ全ク存在セサルニ至ルエトヲ以テ解散ノ原因トセリ

六、法人ノ破産及ヒ政府カ其設立ノ許可ヲ取消ス場合ハ別條ニ於テ之ヲ説明ス

第六十八條 社團法人ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外少クトモ總社員ノ四分三ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ爲スエトヲ得ス

(參照) 商一六四、二〇三、ダラウブエンデン九五、ツニーリヒ三四、モンテチゴロ七四六、獨

法典調査會

二章三八、同營業條例九三

(理由) 社團法人ハ其社員ノ存セサルニ至リタルトキニ於テ消滅スヘキモノナリトスレハ總社員一致ノ決議ヲ以テ法人ヲ解散スルコトヲ得ヘキハ固ヨリ當然ノ事ナリトス是レ他ナレ其決議ハ總社員ノ退社ニ均シキヲ以テナリ然レトモ社員ノ多數カ其解散ヲ必要ナリト認メタル場合ニ於テ猶^ハ強^ヒテ其事業ヲ繼續セシメント欲スルモ頭^ハ困難ナルコト多カラシ然レトモ亦一方ニ在リテハ商法ノ規定ノ如ク單ニ株主ノ半数以上ニシテ株金ノ半額以上ヲ代表スルモノ出席シ其議決權ノ過半数ニ依

リテ解散スルコトヲ得ルモノトスルモ(商
一六四、二項、二〇三)之ヲ公益ヲ目的トスル
法人ニ適用セハ些シク輕易ニ失スルノ虞
アリ是レ本條ニ於テハ四分三以上ノ多數
ノ承諾ヲ要スルモノトセル所以ナリ

第六十九條

法人カ其債務ヲ完済スルコト能
ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若ク
ハ債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産
ノ宣告ヲ為ス

(参照)高九七八、モンテチダグロ七四六、二號、獨
ニ草三九

(理由)公益ヲ目的トスル法人ト營利ヲ目的
トスル法人トハ其平素ノ事業ヲ異ニス

法典調査會

雖モ其債務ヲ完済スルコト能ハサル場合
ニ於ケル處置ニ付テハ二者ノ間ニ區別ヲ
設クベキ理由アルヲ觀ス故ニ本法中特ニ
其規定ヲ掲ケステ破産ニ關スル一般ノ
規程ヲ適用スヘキモノトセリ

第七十條

法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又
ハ設立ノ許可ヲ得タル條件ニ違反シ其他公
益ヲ害スヘキ行為ヲ為ストキハ主務官廳ハ
其許可ヲ取消スコトヲ得

(参照)商六七、第二項、瑞債務法七一六、四項、ダ
ラダブエンドン九四、九五、ツエーリヒ三五、
三七、四七、モンテチダグロ七四六、七四八、七四
九、七六三乃至七六五、白草五三二、獨ニ草四

○、普國法二部六章一九〇、索五六、紐草三八

一

(理由)一、法律カ特ニ法人ナル擬制ヲ設ケテ
無形体ニ權利義務ノ主格タルコトヲ許ス
所以ノモノハ其公益ヲ進捗スヘキモノナ
ルヲ以テナリ故ニ苟モ公益ニ反スルコト
アルトキハ法人ハ其存在ノ理由ヲ失フモ
ノト謂ハサルコトヲ得ス若シ法人ニシテ
慈善、技術等ノ名トシテ實ハ社員カ私利ヲ
營ムノ機關ナリ又ハ宗教、學問等ヲ目的
スルモノニシテ政治上ノ事業ヲ爲シ其他
治安ヲ害シ風俗ヲ紊ルカ如キコトアルト
キハ國ハ其監督權ニ依リ其許可ヲ取消シ

法典調査會

之ヲ解散セシムルコトヲ得ハキモノトス
二、商事會社及ヒ之ニ准スヘキ營利的法人
ノ事業カ公安又ハ風俗ヲ害スヘキ虞アル
トキハ商法ノ規定ニ依リ裁判所ノ命令ヲ
以テ之ヲ解散セシムルコトヲ得ヘキモノ
ナリト雖モ本法ニ依ルヘキ法人ハ主トシ
テ行政ノ管轄ニ屬スル事業ヲ目的トスル
モノナルヲ以テ諸國ノ法制ノ多ク孰ル所
ノ主義ニ隨ヒ之ヲ主務行政官廳ノ職權内
ニ屬セシメタリ

第七十一條

解散シタル法人ノ財産ハ定款又
ハ寄附行為ヲ以テ歸屬權利者ト定メタル人
ニ歸屬ス

定款又ハ寄附行為ニ於テ歸屬權利者ヲ指定
 セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサルトキ
 ハ理事ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目
 的ト類似セル目的ノ爲メニ其財産ヲ處分ス
 ルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決
 議ヲ經ルコトヲ要ス

前二項ニ依リ處分セラレサル財産ハ國庫ニ
 歸屬ス

(参照)取三一五、瑞債務法七一六、三項、グラウ
 ブエントン九三、九六、ツエーリヒ三七、三八、
 四六、モンテチゲロ七五二、七五三、七六二、西
 三九、白草五三二、獨ニ草四一、四二、普國法二
 部六章一九二、一九三、一九五、索五七

法典調査會

(理由)法人ハ自然人ノ如ク相續人ヲ有スル
 者ニ非ス且遺言ヲ爲ス能力ヲモ有セサル
 モノナルヲ以テ其解散ノ場合ニ於ケル遺
 産ノ處分ハ特ニ法律ヲ以テ之ヲ規定セサ
 ルハカラス本案ニ於テハ法人創立者ノ意
 思ニ基キテ遺產歸屬ノ順位ヲ定ムルノ主
 義ヲ採リ第一ニ定款ノ規定ニ依リ指定セ
 ラレタル人ヲ歸屬權利者トシ次ニ其法人
 ノ目的ト類似セル目的ノ爲メニ其遺產ヲ
 處分スルコトヲ許シ終リニ國庫ニ歸屬ス
 ヘキモノトセリ

一、法人ノ創立者カ定款中ニ歸屬權利者ヲ
 指定シ又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定ムルト

キハ法人ノ遺産ハ其者ニ歸屬スルヲ當然トス是レ他ナレ法人ノ創立者ガ創立行為ヲ以テ或公益事業ノ存續期間ハ自己ノ財産ヲ其目的ニ供シ其事業ノ廢止シタル後ハ之ヲ豫定ノ人ニ與ヘントスル意思ヲ表シタルトキ法律カ之ニ效カテ與フルモ公益上敢テ妨_テナキノミナラス此ノ如ク公益心ヲ有スル者ノ意思ヲ保護スルハ公益事業ノ發達ヲ獎勵スルノ一途タレハナリ

二、營利ノ法人解散ノ場合ニ於テ若シ定款ニ歸屬權利者ヲ定メサルトキハ其遺産ハ創立者若クハ其子孫又ハ社員ニ復歸スルヲ當然トスヘキカ如レト雖モ純然タル公

法典調查會

益ヲ目的トスル法人ニ於テハ其創立者又ハ社員ハ各公共ノ利益ノ為メニ自己ノ財産ヲ義捐シタルモノナルヲ以テ之ヲ其出資者又ハ其子孫ニ還付スルハ却テ其本意ニ背クモノト言ハサルヲ得ス加之若シ法人ノ遺産ヲ創立者又ハ社員ニ分配スルコトヲ得ハレトスルトキハ或ハ私利ノ為メニ公益事業ヲ廢止スルカ如キ弊ヲ生スルコトナキヲ保スヘカラス然リト雖モ直チニ其財産ヲ國庫ニ没入スルモ亦創立者ノ意思ニ反スルノ虞アルヲ以テ本案ニ於テハ成ルヘク創立者ノ意思ヲ貫徹セシメンカ為メニ其遺産ヲ類似ノ目的ノ為メニ處

分スルコトヲ許シ或ハ之ヲ資本トシテ新
ニ法人ヲ設立シ或ハ之ヲ公益事業ニ寄附
スルコトヲ許スモノトセリ

三、法人ノ財産ハ固ト公益ノ目的ニ供シタ
ルモノナルヲ以テ若シ前二項ニ掲ケタル
帰屬權利者ナキトキハ其遺産ヲ國庫ニ収
入シテ一般ノ國用ニ供スルハ蓋シ其創立
者ノ意思ニ適合スルモノト謂ハサルヘカ
ラス或ハ一地方ノ利益ヲ目的トシタル法
人ト一般ノ利益ヲ目的トシタル法人トヲ
區別シ前者ノ遺産ハ其地方ニ收入シ後者
ノ遺産ハ國庫ニ收入シ且成ルヘク之ヲ其
法人ノ目的ト類似セル目的ニ使用スヘキ

法典調査會

ノ規定ヲ設クル國アリト雖モ此ノ如キ規
定ハ徒ラニ國庫若クハ地方庫ニ用途指定
ノ費目ヲ増シ或ハ煩雜ヲ招クノ虞ナレト
セス故ニ恰モ無相續遺産ノ國庫ニ歸屬ス
ル場合ノ如ク無主物國庫ニ屬スルノ原則
ニ據リ之ヲ國庫ニ收入シテ一般ノ國用ニ
供スルノ簡ニシテ且創立者ノ意ニ適フノ
優レルニ如カサルナリ

第七十二條

解散シタル法人ハ清算ノ目的内

ニ於テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尚ホ存續
スルモノト有做ス

(參照)商一三〇、二四七、二五〇、二五一、二五四、
獨二草四四、同組合法四九、一項、普千八百七

十九年四月一日法四三八一、索千八百六十
八年六月十五日法三六

(理由) 法人ハ解散ニ因テ消滅スルモノナ
リ故ニ清算人ハ固ヨリ法人ノ代理人タル
資格ヲ有スルモノニ非スレテ特ニ法律ノ
規定ニ依リテ解散シタル法人ノ残務ヲ整
理スルノ職務ヲ有スルモノナリ然レトモ
若シ此法理ヲ貫徹セント欲スルトキハ次
ニ掲クルカ如キ種々ノ不都合ヲ生スヘキ
ヲ以テ近世諸國ノ立法ハ實際上ノ必要ヨ
リ本條ノ如キ規定ヲ設クルニ至レリ
一、若シ清算人ハ其職務上自^己ノ資格ヲ以
テ清算ヲ行フモノナリトスレハ解散シタ

法典調査會

ル法人ノ住所ハ既ニ全ク消滅シタルモノ
ナルヲ以テ住所ニ於テスヘキ債務ノ辦濟
ハ法人ノ住所ニ於テセスレテ清算人ノ住
所ニ於テセサルヘカラス又法人ノ普通裁
判籍ハ其解散ニ因リテ消滅スルモノナル
ヲ以テ清算事務ノ終結ニ至ルマテ之ヲ保
續スルコトヲ得ヌ考メニ清算事項ニ係ル
訴訟ハ法人ノ裁判籍ニ於テセスレテ清算
人ノ裁判籍ニ於テセサルヘカラス是等ノ
場合ニ於テ數人ノ清算人アルトキハ其不
便更ニ大ナリトス

二、社團法人解散ノ場合ニ於テハ其清算ニ
付キ社員ハ利害ノ關係ヲ有スルユト頭ル

厚キモノナルヲ以テ社員ノ總會ヲシテ直
 接ニ清算ヲ監督セシムルヲ最モ便利ナリ
 トス然レトモ法人既ニ消滅シタルモノト
 スルトキハ當然其社員ナルモノ存スルコ
 トナキヲ以テ差シ總會ヲ必要トスルトキ
 ハ必ス其法人ヲ存在セルモノト規定セザ
 ルヘカラス商法ニ於テハ暗ニ本條ノ主義
 ヲ採リタリト雖モ之ヲ法文ニ明記セスレ
 テ單ニ清算人ハ會社ヲ代理スヘキコトヲ
 言ヒ又總會ノ事ヲ掲ケタルヲ以テ清算人
 ハ既ニ消滅シタル會社ヲ代理シ又既ニ消
 滅シタル會社カ總會ヲ開キ決議ヲ為スエ
 トヲ得ルカ如キ奇觀ヲ呈スルニ至レリ其

法典調査會

他清算人カ清算ノ目的ノ為メニ新ニ取引
 ヲ為シ又ハ訴訟行為ヲ為スト如キ場合ニ
 於テモ自己ノ資格ヲ以テスルモノトスル
 ヲリハ寧ロ法人ノ代理人タル資格ヲ以テ
 スルモノトセンコト能ク實際ニ適合シ且
 當事者ノ為メニ便利ナルハ敢テ論ヲ疎ク
 ス要スルニ本條ノ規定ハ清算人ノ行為ニ
 關シテ生スヘキ種々ノ疑問ヲ解クノ標準
 トナリ考メ之ニ關スル詳細ノ規定ヲ設
 クルノ煩ヲ省クノ利アリト信ス

第七十三條 法人解散スルトキハ破産ノ場合
 ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ
 章程行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ノ議

決アルトキハ他人ヲ以テ清算人ト為スエト
ヲ得

(參照) 取一五〇、商一二九、二三二、グラウブエ
ンデン九七、獨ニ算四三、紐草四二六

(理由) 法人解散スルトキハ理事ハ當然其法律上ノ代理人タル資格ヲ失フヲ以テ法令ニ依リ特ニ之ヲ定メサレハ其殘務ヲ結了スヘキ者ナン高法ニ於テハ商事會社ノ社員之ヲ選定スヘキモノトスレトモ此規定ハ財團法人ノ解散及ヒ社團法人カ社員ノ缺亡ノ考メニ解散スル場合ニ適用スヘカラス故ニ法人ノ解散ト共ニ管理人ハ其資格ヲ變シテ直チニ清算人ト為ルモノトス

法典調查會

ハテ最モ便利ナリトス然レトモ理事或ハ清算人ノ職務ニ適セサルコトアルヘキヲ以テ本條ニ於テハ空款寄附行為又ハ總會ノ議決ニ依リ他人ヲ選定スルノ餘地ヲ存セリ而シテ破産ノ場合ヲ除外セルハ此場合ニ於テハ裁判所カ職務上破産管財人ヲ選任スヘキヲ以テ別ニ清算人ヲ置ク必要ナキヲ以テナリ

第七十四條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタルカ為メ損害ヲ生スヘキ虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得但其命令ニ對シ即時抗告ヲ為スコトヲ得

(參照) 商一三一、二、三、獨ニ單ニ八、四、三

(理由) 前條ニ於テ清算人タルヘキ者ヲ指定シタリト雖モ高ホ或ハ清算人ナキ場合ヲ生スルコトナレトスハカラス例ハハ社團法人ノ社員死亡ノ為メ解散ヲ為ス場合理事カ清算人ト^ルタ^ル後死亡シタル場合定款ニ於テ之ニ關スル別段ノ規定ナク且社團ノ總會ニ於テモ其選定ヲ為ササル場合ノ如キ是レナリ又清算人ノ死亡辭任解任其他ノ原因ニ由リ清算人全ク死亡シ又ハ其定款ニ社員ヲ生シタルトキ第七十二條ノ規定ニ依リ法人ハ尚ホ存續スルモノ有欲シ得ヘキヲ以テ其後任者ヲ選任スルコトヲ得ヘント雖モ財團法人ノ場合又ハ社團法人カ社員ノ死亡ノ為メニ解散セル場合等ニ於テハ其後任者ヲ選任スヘキ^モ者^ナキコトアリ此ノ如キ場合ニ於テ清算人死亡ノ為メ法人ノ遺產ヲ管理處分スル者ナキトキハ獨リ債權者債務者帰屬權利者等ノ損害ヲ蒙ルヘキノ虞アルノミナラス亦一般ノ經濟上ニ害アルモノト云ハサルヲ得ス是レ本條ニ於テ裁判所ハ自動

法典調査會

的又ハ他動的ニ清算人ヲ選任スル職權ヲ有スルモノトセル所以ナリ

二、第二項ノ重要ナル事由トハ清算人カ其職權ヲ濫用シ其職務ヲ曠廢シ其他職任ニ堪ハサル重大ノ理由アルヲ言フ是等ノ場合ニ於テハ裁判所ハ其命令ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得ルモノトセリ而シテ其命令ニ對シ即時抗告ヲ為スコトヲ許シタルハ其事タル清算人ノ名譽及ヒ法人ノ利害ニ大ナル關係ヲ有スルコトアルヘキヲ以テナリ

三、本條ニ於テ裁判所カ職權ヲ以テ清算人ノ選任及ヒ解任ヲ為スコトヲ得ルモノト

法典調査會

マルハ第八十一條ニ依リ裁判所ハ解散及ヒ清算ノ實況ヲ監視スルノ權アルニ因ルナリ

第七十五條

清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解

散後七日内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ受ケ又何レノ場合ニ於テモ主務官廳ニ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

(參照)高一二九、二三四、モニテ子ゲ七五〇、七五一、七六四、獨ニ草四五、六四

(理由)一、法人ハ固ト法律ノ擬制ニ依リテ設ケタルモノナルヲ以テ其存立ノ有無ハ登記其他ノ公示法ニ依ルニ非サレハ之ヲ確知スルコト能ハス故ニ其設立ニ登記ヲ要

スルカ如ク其解散ニ亦登記ヲ要スヘキモノトセリ

二、高法ニ於テハ會社解散ノ登記ヲ受クルヲ以テ會社ノ取締役ノ任トシ清算人ノ職務ハ登記ノ時ヨリ始マルモノトセリ然レトモ登記ヲ受クルハ法人解散後ノ事務ニ屬スルモノナルヲ以テ之ヲ清算人ノ任トスルヲ適當トス殊ニ社團法人ノ社員存在セサルニ至リテ解散スル場合ニ於ケルカ如キハ之ヲ理事ノ職務トスルコト能ハサルナリ

三、本條ヨリ破産ノ場合ヲ除外セルハ其公示ハ破産法ノ規定ニ從フヘキモノナルヲ以テナリ登記ノ期間ヲ七日内トセルハ其速カナラシコトヲ欲シテナリ

法典調査會

四、解散ノ原因ハ解散ノ事實ヲ明カニシ解散ノ年月日ハ清算事務ノ開始權利ノ移屬等ノ時ヲ明カニシ清算人ノ氏名住所ハ該務ヲ處理スル人ヲ明カニスルモノナルヲ以テ皆之ヲ登記ノ必要事項トセリ主務官廳ニ届出ヲ為サシムルハ法人ハ固ト主務官廳ノ許可ニ由リテ設立シ其監督ニ屬スルモノナルヲ以テナリ

第七十六條

清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ現務ノ結了
- 二 法人ノ債權ノ取立及ヒ其債務ノ辨濟

三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ清算ノ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スエトシ得

(參照)取一四九、一五一、高一三〇、二四〇、獨二
算四三、二項、四四

(理由)一、本條ニ於テハ清算事務ニ屬スル事項ノ範圍ヲ定メ第一項ニ於テハ清算人ノ職務ヲ掲ケ第二項ニ於テハ其職務ヲ掲ク抑清算人ハ法人ノ終局事務ヲ整理スヘキモノナルヲ以テ既ニ着手シタル法人ノ事務ヲ結了シ其債權ヲ取立テ其債務ヲ辨濟シ其殘餘財産ヲ歸屬權利者ニ引渡スヲ以テ其職務トス高法第三百三十條其他外國ノ
法典中ニ於テハ任々特ニ換價處分ヲ清算事項ノ一トスルモノアリト雖モ是レ必竟債務ノ辨濟及ヒ分割ノ為メニ必要ナルエトアル事項ニ過キスレテ之ヲ以テ直チニ清算事務ニ屬スルモノトスルハ聊々其當ヲ得ス營利的法人ニ在リテハ其目的因ト金錢上ノ利益ニ在ルヲ以テ或ハ其殘餘財産ヲ賣却シテ其代價ヲ社員ニ分割スルヲ便利ヲリトスルコト多カルヘシト雖モ公益ヲ目的トスル法人ニ在リテハ或ハ第七十一條ノ規定ニ依リ其殘餘財産ヲ類似ノ目的ニ寄附スルコトアルヘク又豫メ歸屬權利者ヲ定メタルトキト雖モ營利的法人

解散ノ場合ニ於ケル如ク必スシモ其残余財産ヲ多數ノ社員ニ分割スルニ非ザルヲ以テ之ヲ現状ノ儘ニテ歸屬權利者ニ引渡スヘキ場合尠シトモス故ニ本案ニ於テハ換價處分ヲ清算ノ必要事項中ニ掲ケス若シ之ヲ必要ナリトスルトキハ第二項ノ規定ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ヘキモノトセリ

二、第二項ハ清算人ノ職務ヲ概括的ニ規定シ既成法典及ヒ商法ノ如ク清算人ノ職務ヲ列記スルノ方法ニ據テス總テ第一項ニ掲ケタル職務ニ必要ナルコトハ清算人之ヲ為スコトヲ得ルモノトセリ故ニ前ニ擧

法典調査會

ケタル換價處分ハ言フヲ俟タズ苟モ清算ノ目的ニ必要ナルトキハ新ニ取引ヲ爲シ又ハ訴訟行為ヲ爲シ和解契約仲裁契約ヲ為スコトヲ得ルカ如キ總テ此條文中ニ包含スルモノトス

第七十七條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ六十日
内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一室ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ六十日ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ハ債權者期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ其債權ハ清算ヨリ除存セララル旨ヲ附託スヘシ然レトモ清算人ハ知レタル

債権者ヲ除付スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其申出
ヲ催告スルコトヲ要ス

(参照)商二四三、獨二算四五、四六、同商二〇二、
二四三、二四五、同組合法三六、四七、普千八百
七十九年四月一日法三二、四一、八六、八七、索
千八百六十八年六月十五日法三八

(理由)本條ハ清算事項中債務ノ辦濟ニ必要
ナル手續ヲ定メ且債権者ノ利益ヲ保護ス
ルヲ目的トスルモノナリ公告ノ期間ヲ六
十日内トセルハ清算人ニ財産ノ現況ヲ取
調フルノ猶豫ヲ與フルコトヲ要スルヲ以
テナク債権請求ノ申出期間ヲ六十日以上

法典調査會

トシ知レタル債権者ニ特別ノ催告ノ為サ
レタルハ皆債権者ノ利益ヲ保護センカ為
メナク知レサル債権者カ催告期間ニ申出
ヲ為ササルトキ之ヲ清算ヨリ除付スルハ
三回以上ノ公告六十日以上ノ催告期間ヲ
以テ債権者ニ充分ノ注意ヲ與ヘタルニモ
拘ハラズ猶ホ申出ヲ為ササルトキハ清算
事務佐ヲニ遅延ニ涉ルノ虞アルヲ以テ其
終了ノ為メ止ムヲ得サルノ處置ニ出テメ
ルモノナリ

第七十八條 前條ノ期間後ニ申出テタル債権

者ハ法人ノ債務ヲ濟シタル後未タ歸屬權
利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノ請求ヲ

為スコトヲ得

(參照)高二四五

(理由)本條ハ前條ノ期間内ニ申出ヲ為ササル債權者ノ權利ヲ定メタルモノナリ前條ノ規定ハ清算事務ノ終了ノ為ソ止ムヲ得サルニ出ツルモノナルヲ以テ債權者カ右ノ期間内ニ申出ヲ為スコトヲ怠リシカ為ラニ全ク其權利ヲ失フモノトスルハ頗ル苛酷ニ失スルモノト言ハサルヲ得ス故ニ本案ニ於テハ申出ヲ怠リタル債權者ハ他ノ債權者共ニ既ニ引渡ヲ受ケタル歸屬權利者ニハ讓ラサルコトヲ得サルニ既ニ他ノ債權者ニ辦濟シ未タ歸屬權利者ニ引渡ササル財産アルトキハ之ニ對シテハ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトセリ

法典調查會

第七十九條

清算中ニ法人ノ財産ヲ以テ其債務ヲ完濟シ能ハサルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産手續ノ開始ヲ為シテ其旨ヲ公告スヘシ

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終リタルモノトス

本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

(參照)高二五三、獨一草五五、同二草三九、二項、四三、二項

(理田)本條ハ清算人カ既ニ清算ニ着手シタル後法人ノ資力到底其債務ノ全額ヲ辨濟スルニ足ラサルエトテ發見スルトキハ各債權者ハ其債權ノ全額ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得サルコト故ニ尤モ公平ニ其間ニ法人ノ財産ヲ分配スルエトテ要ス而シテ破産手續ハ此目的ヲ以テ設ケタルモノナルカ故ニ簡易ナル清算手續ヲ止メテ綿密ナル破産手續ニ依ルヲ以テ至當トシタリ而シテ破産ノ場合ニ於テハ總債權者平等ニ辨濟ヲ受クルヲ通則トスルヲ以テ既ニ支拂ヲ受ケタル債權者ノニ特別ノ利益ヲ受クルエトテ得ス故ニ既ニ支拂ヒタルモノト雖モ之ヲ取戻スコトヲ得ルモノトセリ又此場合ニ於テハ歸屬權利者其遺產ヲ受クヘキ權利ナキヲ以テ既ニ引渡ヲ考レタルモノト雖モ亦之ヲ取戻スコトヲ得ルモノトセリ

法典調査會

本條第二項ヲ設ケタル理由ハ他ナレ破産手續ヲ開始スルトキハ必ズ破産管財人ナルモノアリ若シ此外ニ清算人仍ホ存スルトキハ其兩者ノ權限ニ付キ多少ノ疑議ヲ醸スコトナキヲ保セサルノコトナラズ無用ノ人ヲ置キテ之ニ給料ヲ與フルカ如キハ全ク冗費ト謂ハサルエトテ得サレハナリ

第八十條 解散及び清算ノ費用ハ現在ノ財産

中ヨリ最モ先ニ之ヲ支拂フモノトス

(参照) 商二三九

(理由) 法人ノ解散及ヒ清算ノ費用ニ関スル債權ニ先取特權ヲ附シ他ノ債權者ニ先チ辨濟スヘキモノトシタルハ其費用ノ法人終結事務ノ為メニ必要ニシテ殊ニ債權者ノ為メニ缺クヘカラサルモノナルヲ以テナリ

第八十一條 裁判所ハ法人ノ解散及ヒ清算ヲ監視シ何時ニテモ職權ヲ以テ其實況ヲ検査スルコトヲ得

(参照) 商二三五

(理由) 法人ノ業務ハ公益ニ關スルヲ以テ第
法典調査會

六十六條ノ規定ニ依リ行政官廳ハ平素其業務ヲ監督スル職權ヲ有スルモノトセリ然レトモ法人解散スルニ至リテハ其業務ヲ停止シ其終局事務ヲ開始スルヲ以テ行政上ノ監督ヲ離レテ司法上ノ監督ヲ受ケレシ裁判所ハ私權保護ノ為メ之ヲ監督スル職權ヲ有スルモノトセリ

第四節 罰則

(理由) 法人ノ理事、監事又ハ清算人ニ於テ本法ノ規定ニ反スル行為アルトキハ其行為ハ固ヨリ無効ニレテ且之ニ因リテ他人ニ損害ヲ及ホシタル場合ニ於テハ之ヲ賠償スルノ責ニ任スヘキヤ言フヲ俟タズ然レ

トモ法人ノ事業タル公益ニ重大ナル關係ヲ有スルモノナルヲ以テ其理事監事及ヒ清算人ヲシテ嚴ニ其職分ヲ守ラシメサルハカラス然ルニ純然タル民事上ノ制裁ノミニテハ未ダ充分ニ本章ノ規定ヲ遵守セシムルノ保障ト爲スニ足ラズ是レ本章ノ末尾ニ於テ罰則ノ一節ヲ附加シテ法人ノ機關ノ匪行ヲ制止シ以テ其職務ノ履行ヲ期スルノ必要アル所以ナリ

第八十二條 法人ノ理事監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五日以上或百圓以下ノ過料ニ處セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ受ケルコトヲ

法典調査會

怠リタルトキ

二 第五十一條ノ規定ニ反シ財産目録差

クハ社員名簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第六十六條又ハ第八十一條ノ場合ニ

於テ検査ヲ妨ケタルトキ

四 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲

シ又ハ不正ノ隱蔽ヲ爲シタルトキ

五 第六十九條又ハ第七十九條ノ規定ニ

反シ財産手續ノ開始ヲ爲スコトヲ怠リ

タルトキ

六 第七十七條又ハ第七十九條ニ定メタ

ル公告ヲ爲スエトヲ怠リ又ハ不正ノ公

告ヲ為レタルトキ

(参照)高ニ五六乃至二六二

(理由)本條ハ法人ノ理事、監事又ハ清算人カ
本章ノ規定ニ反シ其職務ヲ怠リタルカ為
メニ公益ヲ害スヘキ場合ヲ列擧シテ之ニ
制裁ヲ附レタルモノナリ而シテ商事會社
法ノ罰則ニ於ケル如ク其匪行ヲ數級ニ分
チテ其制裁ニ差等ヲ設クルノ主義ヲ採ラ
スレテ之ヲ一條ニ纏括シテ同等ノ罰ヲ科
シタル所以ノモノハ其匪行ノ情状ニ輕重
アリ其公益上ニ及ホスヘキ影響ニ於テモ
亦必スシモ豫メ其程度ヲ測知シ得ヘキモ
ノニ非サルヲ以テ強ヒテ其匪行ヲ區別シ

法典調査會

テ之ニ對スル制裁ニ差等ヲ設クルハ却テ
膠柱ノ譏アルハキヲ以テナリ故ニ本條ニ
於テハ敢テ其匪行ノ間ニ細微ナル區別ヲ
設ケス極メテ其制裁ノ範圍ヲ廣クシ其情
状ニ從ヒテ之ヲ處斷スルニ充分ノ餘地ヲ
與ヘンコトヲ期セリ

第八十三條 前條ニ掲ケタル過料ハ裁判所ノ

命令ヲ以テ之ヲ科ス但其命令ニ對シ即時抗

告ヲ為スコトヲ得

(参照)高ニ六一

(理由)本節ノ規定ハ民法上ノ罰則ニ係リ其
所為ハ皆單純ニシテ且顯然タルモノナル
ヲ以テ敢テ複雑ナル証明法ヲ要セス故ニ

62
3

別々刑事訴訟法ノ手續ニ依テス管轄裁判
所ノ命令ヲ以テ之ヲ科スハキモノトセリ

法典調査會